

平成十五年厚生労働省令第五十二号

既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める内閣府令

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条の規定に基づき、既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を次のように定める。

児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）附則第五条に規定する既認定者等であつて児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に基づく児童扶養手当の支給を受けることができる者に交付する児童扶養手当証書の様式を次のとおり定める。

様式

様式

(表 紙)

児 童 扶 養 手 当 証 書

こ ど も 家 庭 庁

(日本産業規格A列6番)

(2ページ)

記号第号

児童扶養手当

受給者氏名			生年月日	昭和 平成	年	月	日
-------	--	--	------	----------	---	---	---

手当月額	支給対象 児童数	支給開始年月	昭和 平成 令和	年	月
	円	人	改定年月	改定理由	
	円	人	令和	年	月
	円	人	令和	年	月
	円	人	令和	年	月
	円	人	令和	年	月
	円	人	令和	年	月

上記のとおり、児童扶養手当法によって支給します。ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を控除した金額を支給します。

令和 年 月 日

都道府県知事

(3ページ)

支払金融機関

支払方法	支払金融機関名	口座番号
口座振替		
送金		
口座振替		
送金	(令和 年 月 日変更)	
口座振替		
送金	(令和 年 月 日変更)	
口座振替		
送金	(令和 年 月 日変更)	

住所

〒	—
〒	—
〒	—
〒	—
	(令和 年 月 日変更)
	(令和 年 月 日変更)
	(令和 年 月 日変更)

記事

--

(4ページ)

支 給 停 止				
支 給 停 止 額	支 給 停 止 期 間			支 給 停 止 理 由
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで
円	令和 令和	年 年	月 月	から まで

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されている児童扶養手当証書は、この省令による児童扶養手当証書とみなす。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

(既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この省令の施行前に交付された第三十六条の規定による改正前の既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令の様式による児童扶養手当証書は、同条による改正後の同令の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある第三十六条の規定による改正前の既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令の様式による児童扶養手当証書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。